平成２２年（フ）第１７８号
高知市桟橋通３丁目９番18号　コーポ大久保307号
債務者　池本　喜政
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８３号
高知市長浜633番地　徳下アパート１号
債務者　仲村江美子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８４号
高知市長浜4456番地３　原沖西改住８号
債務者　仲村　美和
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８７号
高知県南国市片山1292番地
債務者　西岡美喜子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９０号
高知県南国市篠原1838番地６
債務者　川田　加奈
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９３号
高知市神田418番地１　メゾン・エトワール303
債務者　岡田　ゆさ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９６号
高知市神田835番地４　ハイム泉川102号
債務者　細川　幸喜
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０１号
高知県香美市土佐山田町宝町２丁目９番３号
債務者　松岡　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０４号
高知市大津乙417番地11　石田方
債務者　田村　純子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１４号
高知市神田728番地13
債務者　澤井　信子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７号
福岡県飯塚市鹿毛馬2247番地　市営頴田中央団地住宅31号
債務者　藤島美樹夫
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４８号
福岡県飯塚市伊岐須779番地15　ガーデンヒルズマンション502号
債務者　松江　文子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４１号
福岡県久留米市御井町682番地１　ヴィンテージ207号
債務者　萩原　利夫（旧姓牧園）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１１２号
大分県中津市三光西秣460番地１、申立時の住所大分県中津市大字宮夫227番地８
債務者　綱中　美奈（旧姓木ノ下）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第６号
大分県宇佐市院内町大副477番地
債務者　藏本　知穂
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第７号
大分県宇佐市院内町大副477番地
債務者　藏本　裕史
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２号
大分県中津市大字大悟法632番地１　センチュリー大貞103号
債務者　内田　夏美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係